

# 議会だより ふたば

第 107 号  
平成 26 年 6 月

発行：福島県双葉町議会  
編集：双葉町議会報編集委員会  
〒974-8212  
福島県いわき市東田町二丁目19番地の4  
☎0246-84-5200（代表）



移転してから 1 年が経過した  
双葉町役場いわき事務所

## 主な内容

平成26年第1回定例会

- ・このようなことが決まりました…………… P 2～5
- ・一般質問…………… P 6～11

町民と議会との懇談会…………… P 12～13

議会のうごき…………… P 14

平成26年第1回議会定例会は、3月11日から18日までの8日間の日程で開かれました。

条例の制定・改正、平成25年度補正予算、平成26年度当初予算、議員発議などが提出され、いずれも原案のとおり可決されました。

内容は次のとおりです。

**第1回  
定例会**  
3月11日~18日

**平成26年度当初予算** 原案可決 賛成全員

**総額 92億7,974万円**

前年度より**23億1,633万円** **UP**

会計	予算額	前年度比
一般会計	66億円	21億円
特別会計	国民健康保険	1億4,401万4千円
	公有林整備事業	577万2千円
	公共下水道事業	3億1,438万4千円
	工業団地造成事業	216万4千円
	介護保険	8億5,163万7千円
	後期高齢者医療	6,176万9千円

※詳しい内容は、広報ふたば4月号4~5ページ、5月号8~9ページに掲載されておりますのでご覧ください。



いわき市錦町地内 (5月16日現在)



町立幼・小・中学校  
完成予想図



**建設中の町立学校**



▶ 議会の様子

## 平成25年度補正予算

原案可決 賛成全員

### ● 一般会計

歳入歳出それぞれ3億9,953万6千円を追加し、総額61億6,513万3千円。

(歳入の主なもの)

- ・ 町 税……………現年課税分4,975万円、滞納繰越分1,106万1千円の追加。
- ・ 使用料及び手数料…住宅使用料滞納繰越分170万円の追加。
- ・ 県支出金……………災害扶助費や臨時雇用創出基金事業など1,781万5千円の減額。
- ・ 繰 入 金……………東日本大震災復興基金や公共用施設事業運営基金からの繰入により3億9,123万2千円の追加。

(歳出の主なもの)

事務事業の確定等により、多くの科目で減額補正。

- ・ 公債費……………福島県復興基金債の繰上償還のため1億9,913万4千円の追加。
- ・ 諸支出金……………財政調整基金や公共用施設事業運営基金、公共用施設維持補修基金など基金積立金5億4,492万7千円の追加。

### ● 国民健康保険特別会計

歳入歳出それぞれ2,272万9千円を追加し、総額15億8,700万5千円。

### ● 公共下水道事業特別会計

歳入歳出それぞれ516万6千円を減額し、総額5億5,372万2千円。

### ● 介護保険特別会計

歳入歳出それぞれ1,219万円を追加し、総額9億2,151万6千円。

### ● 後期高齢者医療特別会計

歳入歳出それぞれ34万3千円を減額し、総額3,255万3千円。

## 専決処分

原案承認 賛成全員

### 平成25年度 双葉町一般会計補正予算

歳入歳出それぞれ250万円を追加するもの。

- ・ 歳入……………ふたばっ子教育支援寄附金・ふるさと応援基金の繰入を追加。
- ・ 歳出……………除雪にともなう経費・仮校舎に係る経費や教科備品などを追加。

## 条例制定・改正

原案可決 賛成全員

- ◆平成26年度東日本大震災等による被災者に対する町税の減免に関する条例の制定
- ◆双葉町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定
- ◆双葉町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関し必要な事項を定める条例の制定
- ◆双葉町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定
- ◆双葉町暴力団排除条例の制定
- ◆双葉町水防協議会条例の一部改正
- ◆双葉町職員の修学部分休業に関する条例の一部改正
- ◆双葉町職員の高齢者部分休業に関する条例の一部改正
- ◆町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正
- ◆教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部改正
- ◆職員等の旅費に関する条例の一部改正
- ◆双葉町行政財産使用料条例の一部改正
- ◆双葉町立小・中学校条例の一部改正
- ◆双葉町立幼稚園設置条例の一部改正
- ◆双葉町青少年問題協議会設置条例の一部改正
- ◆東日本大震災による被災者に対する介護保険料の減免に関する条例の一部改正
- ◆双葉町下水道条例の一部改正
- ◆双葉町消防団設置等に関する条例の一部改正



## 請願のゆくえ

〈採択〉

・ TPP 交渉に関する  
請願書

・ 福島県最低賃金の引  
き上げと早期発効を  
求める意見書提出の  
請願について

3 月定例議会初日、付託され  
た産業厚生常任委員会では、3  
月14日、審査を行いました。

2 つの請願とも、願意が妥当  
と認められるため、採択すべき  
ものとし、関係機関へ意見書を  
提出されたい旨の報告書が提出  
されました。

議会最終日、採決が行われ、  
賛成全員で採択と決定しました。

## 議員発議

## 原案可決 賛成全員

請願の採択を受け、議会最終日、谷津田光治議員他1名より、議員発議として、TPP交渉に関する意見書案と、福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書案が提出され、原案のとおり可決されました。

採択された意見書は、次のとおりです。

## TPP交渉に関する意見書

TPP交渉は、昨年未までの妥結を目指して進められてきたが、12月にシンガポールで開催されたTPP閣僚会合では、市場アクセス、知的財産、環境、国有企業などの難航分野で各国の隔たりが埋まらず、年内妥結を断念し、引き続き協議を続けていくこととなった。

安倍総理はじめ政府の主要閣僚及び与党幹部は、国会及び自民党による決議を守るとの交渉姿勢を堅持しており、両決議は実質的な政府方針となっている。今後とも国益をかけたきわめて厳しい交渉が続くと予想されるが、政府はいかなる状況においても、現在の姿勢を断固として貫かなければならない。

他方、交渉が大詰めを迎えた今もなお、交渉内容についての十分な情報は開示されないままである。TPPは、農林水産業のみならず、食の安全、医療、保険、ISDなど、国民生活に直結する問題であることから、国民に対する情報開示は必要不可欠である。交渉を主導してきた米国でさえも、自らの議会から情報開示を求められており、わが国でも早急に十分な情報を開示すべきである。

以上を踏まえ、政府に対し、TPP交渉において下記の事項を必ず実現するよう、強く要請する。

1. TPP交渉において、衆参農林水産委員会決議や自民党決議を必ず実現すること。
2. TPP交渉に関する国民への情報開示を徹底すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年3月18日

福島県双葉町議会

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、経済再生担当大臣（TPP担当）、外務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、内閣官房長官

## 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書

最低賃金制度は、非正規労働者を含むすべての労働者の賃金の最低額を法律により保障するものであり、毎年、中央最低賃金審議会が作成する「目安額」を参考に各都道府県最低賃金審議会の審議を経て、地域別最低賃金を決定することとされている。

この最低賃金の引き上げについては、2013年政府が決定した「経済財政運営と改革の基本方針」ならびに「日本再興戦略」において、引き上げの意向が示されているとともに、2010年には、政労使の代表からなる「雇用戦略対話」において、2020年までの目標として「できるだけ早い時期に全国最低800円（時間額）を確保し、景気状況に配慮しつつ、全国平均1,000円を目指す」ことで合意されている。

最低賃金の引き上げは、全労働者の4割にも達しようとしている非正規労働者の所得の向上に直結し、内需の拡大に寄与することから、日本経済がデフレからの脱却を確固たるものにするためには大幅な引き上げが必要不可欠である。また、本年4月に予定されている消費税率の引き上げが、非正規労働者に与える影響を考えた場合、最低賃金を持つセーフティネット機能を維持するためには最低賃金額の引き上げが必要となる。併せて、福島県の復興を促進させるうえでも、最低賃金の引き上げにより、一定水準の賃金が確保されることは、県内の労働力の確保や若年層を中心とした労働人口の県外流出に歯止めをかけるうえで非常に重要な事である。

現在の福島県最低賃金は、時間額で675円となっているが、この金額は政労使が合意し、目標として掲げた最低額と大きく乖離しているとともに、その水準は2007年からの6年間全国水準で31位と低位で、県内勤労者の賃金水準や経済実勢などと比較しても極めて低く、一般的な賃金の実態に見合った十分な水準の引き上げが極めて重要な課題となっている。

よって、本町議会は福島県の一層の発展を図るため、最低賃金法の趣旨をふまえ、福島県最低賃金に関する次の事項について、強く要望する。

- (1)福島県最低賃金について、「日本再興戦略」ならびに「経済財政運営と改革の基本方針」2010年に行われた「雇用戦略対話」の合意に沿った引き上げを図ること。
- (2)福島県の復興促進、労働人口の流失に歯止めをかけることを踏まえ、上積みの改正を図ること。
- (3)中小・地場企業に対する支援策等を強化し、最低賃金の引き上げを行う環境を整備すること。
- (4)一般労働者の賃金引き上げが4月であることから、福島県最低賃金の改定諮問を早期に行い発効日を早めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年3月18日

福島県双葉町議会

提出先 内閣総理大臣、厚生労働大臣、福島県労働局長

## 委員会レポート

## 《総務教育常任委員会》

総務教育常任委員会では、平成26年2月26日、学校再開に向けての進捗状況について、調査を実施しました。

教育委員会職員から、4月からの園児・児童生徒の受入体制について、更に仮設校舎建築工事については順調に進んでいるとの説明を受けました。委員からは、仮設校舎の工事工程に余裕があることから、一日でも早い完成を目指してほしい。より多くの園児・児童生徒が入園入学を希望する教育環境づくりに取り組んでほしいなどの意見が出されました。

# 町政を問う



谷津田光治議員



## 中間貯蔵施設

質問

福島県が国に申し入れた中間貯蔵施設計画の見直し案について、町長の考えは。県との会議ではどんな協議、説明があり、国に計画変更案を提出することを了承したのか。

町長

知事から説明を受けたのは、「中間貯蔵施設は県の除染を進め、環境回復を図る上で大変重要な役割を果たすものであるが、双葉郡の復興を進め

るためには、規模を小さくすることが望ましい」「廃棄物の減量化や発生量の精査を行うことで、両町に集約する方向で、施設配置計画案を再検討するよう国に求めたい」の2点です。

双葉郡8町村でも協議

すべき内容である旨を、知事に申し上げたところ、双葉郡内の全町村長が集まり、改めて知事から2町への再配置案を国に検討するよう求めたいとの考えが示されたところで

す。県は双葉と大熊両町の意向を尊重する方針を示しており、これまでの考え方に変わりはありません。

質問

計画地は町内のどこか。対象の住宅、納屋、畜舎等の戸数、世帯数、人数は。神社、墓地、文化財はいくらあるか。

町長

計画地は、受け入れ要請をされた時点でのおよその範囲の5平方キロメートルです。

住宅等は、専用及び併用住宅が約460棟、工場用建造物が37棟、農薬用倉庫等が約260棟、その他が43棟、合わせて約800棟。区域内の住民登録数は、3月6日現在約299世帯、884名です。

神社としての登録は4社。共同墓地としての登録は3カ所、個人墓地は23カ所です。確認されている文化財は、35遺跡、2軒のお堂が登録されています。

質問

計画用地に私有地、町有地、国有地がそれぞれいくらあるか。土地権利者は何人か。

町長

私有地は約419・5ヘクタール、町有地が約75・7ヘクタール、国県所有地が約4・8ヘクタール。土地の権利者数は約500名になります。

質問

計画用地を国有化するとの報道があるが、土地の収用方法について町長の考えは。

町長

双葉町内の公共事業等においては、土地所有者や関係人との合意により任意の売買契約締結により土地を取得するという方法で用地を取得しております。このため中間貯蔵施設用地の国有化の方針による収用という考え方はあつてはならないものと考えております。

質問

計画用地の面積は大規模開発と想法が、法に基づく各種調査は不要なのか。

町長

中間貯蔵施設については、新しい概念による施設であり、法体系的には環境アセス法の対象とはなっておりません。開発に伴う各種法令は、多岐にわたりますが、国が行う開発行為のため、県知事あるいは許可権者

との協議成立が必要となります。

中間貯蔵施設の管理運営に当たっては、基本的には放射線汚染対処特措法及び同法に基づく基本方針並びに除染ガイドラインが適用されるものと考えております。

質問

県が国に変更計画を提出するにあたり、残る土地の復旧、復興実施計画を県から示されたか。町長は町をどんな姿で後世に残そうと考えているのか。

町長

復旧、復興計画については国・県からは具体的な提案は示されておられません。

ふるさと双葉町を今後もし削減させることなく、地方自治体として存続させていくことが全ての原点であると考えております。

今後、双葉町復興推進委員会や町民の皆さんの意見を伺いながら、帰還・復興に向けた長期ビジョンの策定に取り組んでま

います。

その上で、財政面を含めて、国・県の強力な支援を求め、双葉町の存続に全力をあげてまいりたいと考えております。

質問

発災から6年後が帰町目標だったと思つが、丸3年が過ぎた現在も変わっていないか。

町長

私は町長に就任以来、私が町長である今任期中は少なくとも事故後6年間は帰町しないと申し述べており、その考えに変わりはありません。

## 原子力行政

質問

安全協定見直しの進捗状況は。

町長

現在、大熊町とともに、福島県との協議を進めているところです。

事務レベル協議では、事前了解の対象施設について、廃炉作業の実態に

即して敷地境界線量に影響を与えるような施設を対象施設とすべきことなど意見を申し述べてきたところとす。

現在、福島県において、修正案の作成を進めているところであり、



汚染水貯蔵タンク搬入の様子  
※東京電力HPより

が出席し、協議を進めてまいりました。安全対策部会からは、施設の安全性について特に問題ない旨の報告がとりまとめられたところです。

高濃度汚染水流出の報道が度々ある。震災以後、発表された件数と流出した総水量は何トンか。町はどんな対応をしているのか。

**質問**

総件数、総流出量は、東京電力に確認しましたが、把握していないとのことでした。

**町長**

町の対応は、国及び東京電力に対して、汚染水問題の早期解決を数度にわたり、要望してきたほか、福島県と関係13市町村、学識経験者で構成す

る福島県原子力発電所の廃炉に関する安全監視協議会（廃炉安全監視協議会）に町職員が参加し、国や東京電力の取組状況について、ヒアリングや現地調査を通じて継続的に安全監視を行っております。

**質問**

高濃度汚染瓦れきや解体物の保管施設第9棟は建設されるのか。

**町長**

東京電力から事前了解願いがあり、安全協定に基づき福島県原子力発電所安全確保技術連絡会・安全対策部会に関係職員

**復興公営住宅**

**質問**

埼玉県加須市に避難した町民が加須市周辺に復興公営住宅を建設してほしいと町長に要望し、出来ないかと断られたと聞いた。国の方針は「県内、県外問わず」と理解しているが、なぜ断ったのか。

**町長**

町民を対象とした復興公営住宅は、福島県により整備が進められております。国の方針は県内、県外問わずのことですが、国も、福島県の判断がなされなければ、県外における復興公営住宅の建設は困難である旨、ご理解願います。

**町の文化財**

**質問**

教育委員会は町内の文化財について調査しているか。中間貯蔵施設予定地に文化財はないか。神社や埋蔵文化財等何力所あるか。調査の必要性を伺う。

**教育長**

震災後に国・県・町指定を含む文化財と重要遺跡の現況調査を行っております。

**町長**

中間貯蔵施設予定地の遺跡の数は、35遺跡で郡山貝塚や郡山五番遺跡など重要遺跡が含まれております。神社は4社、お堂は2軒を確認しております。調査の必要性は、中間貯蔵施設建設受け入れ要請という特殊な状況であるため、今後の状況の推移により判断したいと考えています。

**清川 泰弘 議員**



な・コミュニティを維持・発展させていくことが、喫緊の課題と認識しています。

**今後の町政**

**質問**

双葉町をどのような方向に進めていくのか。

**町長**

復興のゴールは、ふるさと双葉町への帰還と町の再興にあることは言うまでもありません。町は、東京電力福島第一原子力発電所の事故により、全町避難を強いられ3年になる中、未だに帰還見通しも示されず、避難生活の長期化を余儀なくされているところで

す。避難生活の長期化が見込まれる中、全ての町民が避難先で当面の生活再建を果たし、町民のきず

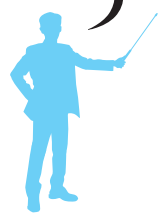
主要な取り組みとして、復興公営住宅を中心とした双葉町外拠点の整備が挙げられます。現在、いわき市、郡山市、南相馬市、白河市に、復興公営住宅の整備を要請しているところですが、復興公営住宅を双葉町外拠点として、町民のコミュニティの拠点としても機能できるように取り組んでまいります。

特に、いわき市南部由来地区は、双葉町外拠点の中心として、広く町民のコミュニティの拠点となる様々な機能を持たせられるよう、取り組んでまいります。

町外拠点の整備のほかにも復興まちづくり計画に基づく事業計画に則り、町民の生活再建と町民のきずなの維持・発展に向けた取り組みを進めてまいります。

その上で、長期的な課題として、双葉町の土地を復旧・復興し、町の再建・再興を目指してまい

**町政を問う**



# 町政を問う



ります。そのため、平成26年度は、ふるさと双葉町に強い思いを有する方の希望にお応えできるよう、双葉町への帰還と町の復興への道筋を本格的に議論していきたいと考えております。事故から3年が経過し、町の荒廃が進む中、町を復旧・復興し、町を再建・再興していくためには、市街地の再開発など魅力ある新たなまちづくりが欠かせません。さらに、持続的に町を発展させるためには、廃炉研究拠点や再生可能エネルギー拠点の誘致など新たな産業・雇用を町に創出させていくことも必要です。こうした取り組みの方向性を、今後、双葉町復興推進委員会のご意見を伺いながら、検討を進め、双葉町の帰還・復興に向けた長期ビジョンの策定を進めてまいります。

## 質問

借上げ住宅に入っている住民で災害復興公営住宅を希望しない場合、家賃補助はどうなるのか。

## 町長

借上げ住宅制度を利用してきている方々については、災害復興公営住宅への入居希望の有無とは関係の無いことを福島県に確認しております。

みなし応急仮設住宅として運用される借上げ住宅制度は、応急仮設住宅施策の延長として設けら



復興公営住宅モデルルーム

れており、福島県が今後の応急仮設住宅の運用についてどのような判断をするのかは現在明確ではありませんが、現在の各被災地の復興状況からも当分の間は存続されるものと受け止めており、応急仮設住宅が存続する限り、借上げ住宅制度の存続を町として求めてまい

## 質問

中間貯蔵施設について、いつ頃結論を出すのか。予定地に町有財産はどのくらいあるのか。

## 町長

国や県に対して様々な要請と今後の町のあり方

に加え、中間貯蔵施設そのものの具体的な内容について提示を求めているところであります。

施設の受け入れの可否は、国や県の対応状況を見極めるとともに、同じく受け入れ要請を受けた大熊町とも協議しながら、何よりも議会及び町民の皆様と相談しながら検討する考えでありますので、国が平成27年1月の搬入開始に向け、早期の判断を求めて来ようとも、判断の時期は明示せず、慎重に判断してまいります。

中間貯蔵施設計画地域にある町有財産等は、土地は、町道、総合公園敷地、工業団地及び住宅団地分譲予定地など、合せて約75・7ヘクタールになります。

建造物等は、総合公園関連施設、下水道関連施設、海浜公園関連施設、郡山及び細谷公民館、西原住宅などがあります。

## 羽山 君子 議員



## 高齢者福祉の対応

### 質問

介護施設の事業再開についての進捗状況、どこまで進んでいるか。いわき市南部に計画している施設の規模は50床、グループホームは9床であることを説明されたが、この規模で間に合うのか。利用者が増加した場合の対応をどのように考えるか。県外や他地方で避難生活を送られている方の対応をどのように考えるか。

### 町長

介護施設事業再開の進捗状況は、福島県と事業主体の社会福祉法人が事業の調整を行い、避難先自治体には福島県が中心

となつて説明したところであります。

現在、社会福祉法人においては、建設予定地の地権者に対する用地交渉中と伺っております。

双葉町で運営しておりました特別養護老人ホームは、老人福祉法等に基づいて設置されたものであり、事業主体はあくまで社会福祉法人であります。町としては、社会福祉法人の事業再開に関わる関係機関との調整や側面的な支援に努めており、早期に事業再開ができるよう指導してまいりたいと考えております。

県外、あるいは会津や中通り地方において避難生活を送っておられる方の対応については、避難先自治体との連携を図りながら介護施設等の紹介など避難先自治体の資源活用を進めております。

福島県内においては、郡内4町の連携はもちろんでありますが、福祉施設等の整備に当たっては、郡内において整備する場合や、やむを得ず避難先自治体で事業再開するための整備においては、震

# 町政を問う



ひだまりにこここサロン

災前に立地していた自治体以外の町村でも応分の負担をすることを申し合わせておられます。これにより施設の整備促進と負担軽減を図り、さらに被災者が相互利用できるような体制を整えてまいります。

避難先自治体においては、連携を密にするとともに地域資源の活用も含めて調整してまいりたいと考えております。高齢者福祉の対応は、重要な課題と受け止めて

## 臨時財政対策債

### 質問

おりますので、町としては介護予防を中心とした事業推進、介護施設の事業再開に向けた福島県、関係機関との調整を十分に図り、課題解決に取り組んでまいりたいと考えております。

平成13年度から24年度までの臨時財政対策債の借入残高は17億2,347万円。毎年約1億5千万円の借り入れにより残高が増えてきた。起債の償還には一般財源を充当していくことになり財政運営が厳しくなると思われるが、償還をどのように進めていくか。臨時財政対策債に対する交付税措置額についても伺う。

### 町長

臨時財政対策債は、国の地方交付税会計の財源

が不足し、地方交付税として交付すべき財源が不足した場合に、地方公共団体への地方交付税の交付額を減らして、その穴埋めとして地方公共団体自らに地方債を発行させる制度であります。

この元利償還金全額が後年度の地方交付税に算入されるため、実質的には、地方交付税の代替財源であり、総務省においても、地方交付税と同様に一般財源として扱われております。

当初、平成13年度から3カ年の臨時的措置でありましたが、国において地方交付税の原資不足が解消されないことから、この措置が延長されており、平成28年度までの措置となっております。

臨時財政対策債の元利償還金は、後年度の地方交付税に全額算入されることと変わりはありませんが、あくまで発行が可能なものであつて、発行しなければならぬわけではなく地方公共団体の責任と判断で発行できるものであります。このた

め、財政の早期健全化基準を超えていた年次からこれまでも、臨時財政対策債を発行しない場合には、一般財源が減り、財政構造の弾力性を示す経常収支比率が悪化する原因の一つにもなるため、他の起債は発行せず、後年度の財政負担を考慮して計画的に臨時財政対策債だけは発行してまいりました。

しかし、起債には変わりはありませんので、でき得る限り、国・県の補助金、交付金等を活用し事業の執行をしていくとともに、無理のない計画的な財政運営の中で借り入れ、償還をしていくこととしております。

また、臨時財政対策債に係る交付税措置額は、平成25年度においては、平成13年度から平成24年度までの発行可能額の合計額に一定の補正係数等を乗じた額1億880万4千円が基準財政需要額に算定されております。

## 岩本 久人 議員



## 中間貯蔵施設

### 質問

中間貯蔵施設受け入れに対して現在の考えは。

### 町長

福島県の復興を進める上では、県内各地の仮置き場にまとめられているフレコンバックを一定期間集約するための中間貯蔵施設の必要性は認識しております。

一方、その施設を双葉・大熊の両町に整備することとは、国は汚染土壌や廃棄物が大量に発生する地域からの近さ等から適地だというものの、国のエネルギー政策に協力した結果、長期避難を強いられ、予定地の地権者にあつ

ては、先祖伝来の土地を手放さなければならぬ苦渋の決断を強いることにもなり、町の帰還にも大きく影響を及ぼす施設であることから、受け入れの可否については軽々に判断できるものではないと考えております。

まずは、国が誠意ある対応方針を示すべきと考えておりますので、それが示されない限り、国が開催する住民説明会には応じない考えであります。

施設の受け入れの可否は、国や県の対応状況を見極めるとともに、同じく要請を受けた大熊町とも協議しながら、何よりも議会及び町民の皆様と相談しながら検討してまいる所存であります。

### 質問

県の国への申し入れに対して今後の取り組みは。

### 町長

知事が国に申し入れた内容は、再配置案の提示に加え、地権者への十分な補償やそれ以外の全町民への生活再建支援策、町が帰還する上での地域

# 町政を問う



振興策を早期かつ具体的に提示すること。土地の賃貸借方式を望む住民への対応や、墓地の取扱いなど想定される町民からの要望にきめ細やかに対応することなど、私が要請した内容にプラスしたものであり、国から誠意ある対応方針の説明があつて初めて、次のステップに進むものであると認識しております。

今後、議会及び町民の皆様と相談し、大熊町とも協議しながら対応を検討してまいります。

**質問**  
国の受け入れ環境が整えば法制化する点についての考えは。

**町長**  
要請時における国の説明は、中間貯蔵施設を受け入れていただくような環境が整えば法制化を図るとのことであり、その時点で知事からは、県外

最終処分への法制化は、検討する上での大前提であることと発言があつたところであります。

迷惑施設である中間貯蔵施設の受け入れの判断に当たっては、まずは地元が受け入れを判断すべきという国の考えは到底納得できるものではなく、県との協議においても、法制化に向けた道筋を具体的に国が示すよう、県に要請したところであり、最終処分場にされるのではないかと危惧する多くの町民の不安を少しでも払拭するためにも、まず国が県外最終処分場の法制化に向けた具体的な方針を明確にすべきであると考えております。

最終処分場の法制化は、検討する上での大前提であることと発言があつたところであります。

## 町民のきずな

**質問**

復興支援員の配属状況とこれまでの活動状況は。

**町長**  
配属状況は、現在、双葉町役場いわき事務所に3名、郡山支所に3名を配置し、計6名体制で活動しています。

主な活動は、町民活動等を通して町民の笑顔を届けることを目的に発行している情報コミュニティ紙「つなげよう つなげよう ふたばのわ」の企画編集を行っております。

自治会の活動やイベント、町の行事などに赴き、町民の生の声を取り上げるなど、各避難先での町民の活動が広く町民同士に知られるよう、より親しみやすい広報活動に取り組んでおります。

今年度は、定期的に仮設住宅や借上げ住宅の自治会、その他の町民の集いの場を訪問し、自治会活動等の要望・課題などの聞き取りを進めました。

平成26年度は、聞き取り結果を踏まえ、町役場と連携しながら、町民同士の交流機会のさらなる創出と避難先住民との連携・協力関係の構築など、自治会活動等の支援に取り組んでいく考えです。

さらに、福島県外の支援を強化するため新たに埼玉県内に3名の配置を予定しております。また、広報・情報発信の強化のためいわき事務所にも1名を追加し、10名体制に拡充する予定です。

**質問**

今後の自治会組織に対する支援体制は。

**町長**

福島県内外での自治会がない地域における新たな自治会組織の設立、運営についての支援、既存の自治会の活動内容と自治会への加入を促す広報の支援、自治会と町との連携の推進を継続して取り組めます。

新たに自治会長に対する報償の制度化を図るとともに、広く町民が使える施設を確保し交流機会の提供を図るため、コミュニティを維持する交流拠点を設置してまいります。

**質問**

町の歴史・伝統・文化の継承のための各種イベントに対する今後の支援は。

**町長**

双葉町復興推進委員会からは、①町民のきずなの維持・発展について、②双葉町外拠点におけるコミュニティ形成について、③町民一人一人の生活再建について、具体的な提言をいただいたところであります。

ダルマ市については、双葉町の祭り・イベント事業補助金や双葉町観光復興再生事業費補助金により、伝統あるダルマ市への見学者送迎やダルマを活用した新たな産品開発への取り組みや、国の重要無形文化財である相馬野馬追いに参画する双葉町騎馬会等の伝統文化の記録保存事業等を積極的に推進できる体制づくりに取り組めます。このため、新たに再開する双葉町観光協会並びにイベント主催団体の支援を図ってまいりたいと考えております。



騎西藤まつりで披露された相馬流山踊り

盆踊りについては、引き続き、仮設住宅や借上げ住宅などの各自治会が主催する夏祭りや盆踊りに対して、1団体1回開催の経費について、25万円を限度として助成を行います。

神楽などの民俗芸能は、出演機会を確保すると共に、イベント等に出演した際の報償費や旅費、衣装等のクリーニング代など各種支援を行って参ります。

# 菅野 博紀議員



## 震災以降の 農業委員会

### 質問

農業者に対し、どのような対応をしていたのか。これからの予定は。

### 農業委員会会長

- ・ 農地法第3条、第4条、第5条による農地の権利移動及び転用の許可
- ・ 農業経営基盤強化促進法第18条による農用地利用集積計画に係る意見書
- ・ 農地基本台帳に基づく記載事項の各種証明及

# 町政を問う



び窓口相談  
・ 生前一括贈与による贈与税や不動産取得税等の納税猶予に關すること  
・ 農業者年金などであり

そのほか、浜通り地方の農業の復旧・復興に向け、県選出国會議員に対して、農業者を代表し要望活動を実施しております。

田畑の賠償実施方法は、各地区を代表する農業委員の総意として、

定例総会において全会一致で決議し、田畑の賠償は避難先での生活再建と営農再開に不可欠であるため、避難前所有農地と同様な代替農地の確保が可能となる賠償金額を求めめる意見書を東京電力に対し提出しているところ

今後の活動についても、国が新たな農業の構造改革として打ち出した農地中間管理機構であります



郡山市富田の仮設農園

しかし、現段階においては、町内全域の96%が帰還困難区域に指定されており、帰還の見通しも全く立たない状況下にあります。

さらには、農家の皆さんが全国へ避難している関係から、各地区から選出されている農業者の方々も、従前のような、地元で詳しい相談役としての活動が極めて困難な状況となっており

が、政府の成長戦略として、農業の強化策として、農地の集約なくして、生産性の向上はあり得ないとしており、農地の集約化のために新組織として立ち上げるものであります。

この組織は、都道府県単位で設置し、市町村や農業委員会などが、当該機構の実質的な業務推進役を担うこととなります。

このため、農地政策の基盤となる情報システムの農地基本台帳の整備強化による農地利用電子マップなど地図情報の整備への取り組みが求められることとなります。

### 町長

第二次福島県復興公営住宅整備計画によると、平成27年度までの入居を目指し3,700戸を整備し、全体で4,890戸を整備する計画が示されています。

町は、復興庁、福島県と共同で実施した住民意向調査の結果を踏まえて、いわき市、郡山市、南相馬市、白河市に整備を要請し、国、福島県、受け入れ自治体と協議を進めております。

特にいわき市南部勿来地区に整備される復興公営住宅を双葉町外拠点の中心として、広く町民のコミュニティの拠点となるような機能を持たせられるよう、県などの協議を進めております。

## 復興公営住宅

### 質問

現在の復興住宅の進捗状況と県外に避難されている町民に対しての今後の対応を伺う。

平成26年度完成予定である県全体で528戸の復興公営住宅の第1期募集が始まる予定です。町としては、第1期分についても、一定の町民枠を設けるよう県と協議を進めているところであり、いわき市、郡山市に整備される住棟については、町

民の優先枠が設けられる見込みとなっております。さらに、いわき市勿来地区を初め第2期以降に整備される住宅についても早期に明らかとするよう、県に求めてきたところであり、近いうちに、双葉町民が入居可能な復興公営住宅の全体像が示される見込みです。引き続き、県に対しては、復興公営住宅の早期整備を求めていくとともに、復興公営住宅の整備の進捗について、随時、広報紙などを通じて、町民の皆さんに情報提供を行ってまいります。

県外に避難されている町民への今後の対応については、県外への復興公営住宅の整備は困難であるとの回答が示されております。

そのため、町としても、借上げ住宅制度の延長を求めると、町民の皆さんが将来にわたって安定した住居が確保できるように、引き続き国、県に強く要請してまいります。

# 町民と議会との懇談会



月 日	会 場	担当委員会
2月6日 (木)	南相馬市：原町区福祉会館	総務教育※1
2月7日 (金)	福島市：福島県青少年会館	総務教育
	白河市：白河市産業プラザ人材育成センター	産業厚生※2
	会津若松市：会津若松合同庁舎	産業厚生
2月8日 (土)	郡山市：郡山市総合福祉センター	総務教育
	いわき市：南台応急仮設住宅 ：いわき市文化センター	産業厚生
2月10日 (月)	山形県米沢市：置賜総合文化センター	総務教育
	東京都千代田区：全国町村会館	産業厚生
2月11日 (火)	宮城県仙台市：青葉区中央市民センター	総務教育
2月12日 (水)	埼玉県加須市：キャッスルきさい	産業厚生
2月13日 (木)	茨城県水戸市：双葉台市民センター	総務教育
	茨城県つくば市： つくばサイエンス・インフォメーションセンター	総務教育
	新潟県柏崎市：柏崎市産業文化会館	産業厚生
2月21日 (金)	京都府京都市：キャンパスプラザ京都	正副議長 両委員長※3
2月22日 (土)	福岡県福岡市：福岡市立中央市民センター	正副議長 両委員長

※1 菅野・羽山・清川・佐々木      ※2 谷津田・高萩・白岩・岩本  
 ※3 佐々木・岩本・菅野・谷津田

平成26年2月6日から2月22日までの17日間、町民と議会との懇談会を開催いたしました。町民の皆様からの主なご意見やご要望は次のとおりです。

多くの町民の皆様にご足運んでいただき、感謝申し上げます。本当にありがとうございました。

### 中間貯蔵施設

- ◆ 国への条件付けなど、条件闘争をしてほしい。
- ◆ 住民の納得できる説明を求めよう。
- ◆ 将来に対しての担保として、施設をつくることによるメリット・デメリットを示してほしい。
- ◆ 国が一方的に進めるのではなく、住民の意見を十分に聞いてほしい。
- ◆ 中間貯蔵施設より、廃炉の安全性について国は対応すべきである。

### 賠償

- ◆ きめ細やかな賠償を求めよう。
- ◆ お墓の賠償を請求できるようにしてほしい。
- ◆ 借地の方の賠償を検討してほしい。
- ◆ 賠償について、個人情報保護を求めよう。

### 生活支援

- ◆ 復興公営住宅ができる時期を教えてください。
- ◆ 復興公営住宅への高齢者入居の対応を検討してほしい。
- ◆ 高速道路・医療費の無料化措置の延長をしてほしい。
- ◆ 住宅支援について、みなし仮設、借上げ住宅の時期延長をお願いする。



- ◆ 避難者支援対策として、住民票を二重登録できるようにしてほしい。
- ◆ 県内、県外での情報支援の格差を解消してほしい。
- ◆ 各自自治体（県）で支援策に格差があるので、解消してほしい。

### その他

- ◆ 懇談会の回数を増やしてほしい。
- ◆ いつ町へ帰れるのか明示してほしい。
- ◆ 町をなくさないでほしい。
- ◆ エネルギーの学園都市をつくってほしい。
- ◆ お墓の移転について、特例措置を取ってほしい。
- ◆ 除染計画を示してほしい。
- ◆ スピーディな情報発信をしてほしい。
- ◆ 復興支援員による仮設住宅訪問を実施してほしい。
- ◆ 町はもっと町民と対話すべきである。
- ◆ 町でやっていた行事、活動を継続してほしい。
- ◆ 町民の集まる場所をつくってほしい。
- ◆ 5・6号機の廃炉の廃炉時期が遅い。
- ◆ 一時帰宅の滞在時間を延長してほしい。
- ◆ 自治会長会議をもっと増やすべきである。
- ◆ 3・11時点で居住していた子どもの健康被害に対する支援を求める。

懇談会で出されたご意見やご要望については、町当局をはじめ、国、県、事業者等関係機関へ要望してまいります。

我々議会は、今後も議論を重ね、皆様のご要望に応えられるよう、取り組んでまいりますので、皆様のご協力をお願いいたします。



# 議会のうごき

## 2 月

6日～13日・21日～22日

町民と議会との懇談会

24日 双葉地方水道企業団議定会  
例会

復興副大臣・政務官と双葉  
地方議長との意見交換会

26日 総務教育常任委員会

28日 双葉地方広域市町村圏組合  
議会定例会

## 3 月

6日 議会運営委員会

議会全員協議会

11日～18日

第1回定例会

25日 双葉地方町村長・議長合同  
会議

## 4 月

7日 双葉町立学校開校式

双葉町立学校入園・入学式

双葉町立学校開校を祝う会

議会報編集委員会

14日 復興副大臣・政務官と双葉  
地方議長との意見交換会

## 5 月

1日 議会全員協議会

議会報編集委員会

15日 議会全員協議会

議会報編集委員会

26日 東電福島第一原発事故被災  
市町村議会連絡協議会総会

27日～28日

全国町村議会議長・副議長  
研修会

研究会

30日 双葉地方広域市町村圏組合  
議会定例会



学校給食のようす



### 編集後記

季節の変わり目、体調を崩しやすい季節となりましたが、皆様いかがお過ごしでしょうか。

平成26年第1回定例会の内容を中心に、議会だよりふたば第107号をお届けいたします。

今回は、2月中に行われました町民と議会との懇談会についても掲載させていただきました。

全国で避難生活を強いられている皆様から出された貴重なご意見やご要望に答えられるよう、議員一丸となって頑張っております。

議会だよりでは、議会の活動状況をより一層、わかりやすくお伝えさせていただきたいと思っておりますので、今後ともご愛読のほど、よろしく

お願いいたします。(高萩)

#### 【編集委員会】

- 委員長 高萩文孝
- 副委員長 羽山君子
- 委員 白岩寿夫
- 委員 菅野博紀
- 委員 岩本久人

